

○佐久市建設工事等入札参加資格者に係る入札参加等停止措置要綱

平成24年2月10日告示第8号

改正

平成27年5月21日告示第75号

令和2年3月25日告示第60号

令和6年10月31日告示第172号

佐久市建設工事等入札参加資格者に係る入札参加等停止措置要綱

佐久市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要綱（平成17年佐久市告示第109号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理業務（以下「建設工事等」という。）の契約の適正な履行を確保するため、市が行う入札参加又は指名（以下「入札参加等」という。）停止の措置について、必要な事項を定めるものとする。

（入札参加等停止）

第2条 佐久市建設工事等入札制度合理化対策要綱（平成17年佐久市告示第108号）第18条に規定する佐久市建設工事等入札参加資格審査委員会（以下「委員会」という。）は、佐久市建設工事等入札制度合理化対策要綱第7条に規定する建設工事入札参加資格者名簿又は建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿に登録されている者（共同企業体にあつては、その構成員を含む。以下「入札参加資格者」という。）又はその使用人が別表第1－1、別表第1－2、別表第2及び別表第3の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該入札参加資格者について、一般競争入札にあつては入札参加停止を行い、指名競争入札にあつては指名停止を行うものとする。

2 委員会が入札参加等停止を行ったときは、市長は、建設工事等の契約のため入札又は落札者の決定を行うに際し、当該入札参加等停止に係る入札参加資格者を入札に参加させ、又は落札者として決定してはならない。当該入札参加等停止に係る入札参加資格者を現に選定しているときには、選定を取り消すものとする。

（下請負人及び共同企業体に関する入札参加等停止）

第3条 委員会は、前条第1項の規定により入札参加等停止を行う場合において、当該入札参加等停止について責めを負うべき入札参加資格者である下請負人があるときは、当該下請負人について、元請負人の入札参加等停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加等停止を併せ行うものとする。

2 委員会は、前条第1項の規定により共同企業体について入札参加等停止を行うときは、当該共同企業体の入札参加資格者である構成員（明らかに当該入札参加等停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の入札参加等停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加等停止を併せ行うものとする。

3 委員会は、前条第1項又は前2項の規定による入札参加等停止に係る入札参加資格者を構成員に含む共同企業体について、当該入札参加等停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加等停止を行うものとする。

（入札参加等停止の期間の特例）

第4条 入札参加資格者が一の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当

該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもって、それぞれ入札参加等停止の期間の短期及び長期とする。

- 2 入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における入札参加等停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の入札参加等停止の期間が1か月に満たないときは、1.5倍）の期間（以下「短期加重措置」という。）とする。
 - （1） 別表第1－1及び第1－2各号、別表第2各号又は別表第3各号の措置要件に係る入札参加等停止の期間の満了後1か年を経過するまでの間（入札参加等停止の期間中を含む。）に、再度それぞれ別表第1－1及び第1－2各号、別表第2各号又は別表第3各号の措置要件に該当することとなったとき（次号に該当する場合を除く。）。
 - （2） 別表第2第1号から第4号まで又は別表第2第5号から第9号までの措置要件に係る入札参加等停止の期間満了後3か年を経過するまでの間（入札参加等停止の期間中を含む。）に、再度それぞれ別表第2第1号から第4号まで又は別表第2第5号から第9号までの措置要件に該当することとなったとき。
- 3 委員会は、入札参加資格者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による入札参加等停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、入札参加等停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。
- 4 委員会は、入札参加資格者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える入札参加等停止の期間を定める必要があるときは、入札参加等停止の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が36か月を超える場合は、36か月）まで延長することができる。
- 5 委員会は、入札参加等停止の期間中の入札参加資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で入札参加等停止の期間を変更することができる。
- 6 委員会は、入札参加等停止の期間が満了した入札参加資格者について、別表第2第9号に該当し、かつ、極めて悪質な事由が明らかとなったときは、当初の入札参加等停止の期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の入札参加等停止の期間を控除した期間をもって新たに入札参加等停止を行うことができるものとする。
- 7 委員会は、入札参加等停止の期間中の入札参加資格者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該入札参加資格者について入札参加等停止を解除するものとする。
- 8 委員会は、別表第2第5号及び第6号に該当する入札参加資格者のうち、排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた入札参加資格者で、違反行為に係る事実の報告等を公正取引委員会に行っていた場合には、入札参加等停止の期間の一部又は全部を免除することができる。
（独占禁止法違反等の不正行為に対する入札参加等停止の期間の特例）

第5条 委員会は、第2条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより入札参加等停止を行う際に、入札参加資格者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、入札参加等停止の期間を加重するものとする。

- （1） 市と締結した契約に係る建設工事等に関し、談合情報を得た場合、又は本市の職員が談合があると疑うに足る事実を得た場合で、入札参加資格者が当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、別表第2第6号、第8号及び第9号に該当したとき。

- (2) 別表第2第5号から第9号までに該当する入札参加資格者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 別表第2第5号、第6号及び第9号に該当する入札参加資格者について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があったとき。
- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し別表第2第5号、第6号及び第9号に該当する入札参加資格者に悪質な事由があるとき。
- (5) 本市又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項。以下同じ。）又は談合（刑法第96条の6第2項。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し別表第2第7号から第9号までに該当する入札参加資格者に悪質な事由があるとき。

（報告）

第6条 事業を所管する課等の長（以下「課長」という。）は、その所管する建設工事等について、入札参加資格者が別表各号に定める措置要件のいずれかに該当すると認められるとき又は次に掲げる措置が必要と認められるときは、遅滞なく様式第1号により委員会に報告しなければならない。

- (1) 第4条第2項各号の規定による短期加重措置
- (2) 第4条第3項の規定による入札参加等停止の期間の短縮
- (3) 第4条第4項の規定による入札参加等停止の期間の延長
- (4) 第4条第5項の規定による入札参加等停止の期間の変更
- (5) 第4条第6項の規定による新たな入札参加等停止
- (6) 第4条第7項の規定による入札参加等停止の解除
- (7) 第4条第8項の規定による入札参加等停止の期間の一部又は全部の免除

（入札参加等停止等の決定）

第7条 委員会は、前条の報告に基づいて入札参加等停止又は必要な措置の決定を行うものとする。

- 2 委員会は、別表第3各号に掲げる措置要件を事由として入札参加等停止を行うときは、あらかじめ警察本部長に対し、文書により意見を求めるものとする。

（入札参加等停止の通知）

第8条 委員会は、前条の規定により入札参加等停止を決定したときは、市長に報告するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により入札参加等停止の決定の報告を受けたときは、遅滞なく様式第2号によりその旨を当該決定の対象となる者に通知するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第9条 随意契約の相手方の選定について権限を有する者は、入札参加等停止の期間中の入札参加資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ委員会の承認を受けたときは、この限りではない。

（下請等の禁止）

第10条 課長は、入札参加等停止の期間中の入札参加資格者が建設工事等の全部若しくは一部を下請し、若しくは受託し、又は当該建設工事等の契約保証人となることを承認してはならない。

(入札参加等停止に至らない事由に関する措置)

第11条 市長は、入札参加等停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該入札参加資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。ただし、入札参加等停止措置の原因となる事実又は行為がこの要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以前に発生したものについては、施行日以後に当該入札参加等停止措置の原因となる事実又は行為が明らかになったものについて適用する。

(佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱の一部改正)

- 2 佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成20年告示第68号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「指名停止要綱（平成17年佐久市告示第109号）」を「入札参加等停止措置要綱（平成24年佐久市告示第8号）」に、「指名停止の」を「入札参加又は指名の停止の」に改める。

(佐久市の発注する物品の購入、製造、委託等の業務に係る競争入札等に参加する者に必要な資格等に関する要綱の一部改正)

- 3 佐久市の発注する物品の購入、製造、委託等の業務に係る競争入札等に参加する者に必要な資格等に関する要綱（平成19年告示第34号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「指名停止について」を「入札参加又は指名の停止について」に、「指名停止要綱」を「入札参加等停止措置要綱」に、「平成17年佐久市告示第109号」を「平成24年佐久市告示第8号」に改める。

附 則（平成27年5月21日告示第75号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和2年3月25日告示第60号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和6年10月31日告示第172号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後のそれぞれの要綱の規定は、令和7年6月1日から付与する入札参加資格の申請に適用する。ただし、施行日前に付与された資格に対する入札等参加資格審査については、なお従前の例による。

別表第 1－1（第 2 条、第 4 条、第 6 条及び第 7 条関係）

佐久市内の粗雑工事等に基づく措置基準

措置要件		期間
粗雑工事	（１） 市が発注した建設工事等の施工に当たり、過失により建設工事等を粗雑にしたと認められるとき。	1 か月以上 6 か月以内
	（２） 市以外の者が発注した建設工事等の施工に当たり、過失により建設工事等を粗雑にした場合において、引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない状態が重大であると認められるとき。	1 か月以上 3 か月以内
契約違反	（３） 第 1 号に掲げる場合のほか、市が発注した建設工事等の施工に当たり、契約に違反し、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	2 週間以上 4 か月以内

別表第 1－2（第 2 条、第 4 条、第 6 条及び第 7 条関係）

事故等に基づく措置基準

措置要件		期間
安全管理措置不適切により生じた公衆損害事故	（１） 市が発注した建設工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき。	1 か月以上 6 か月以内
	（２） 市以外の者が発注した建設工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	1 か月以上 3 か月以内
安全管理措置不適切により生じた工事関係者事故	（３） 市が発注した建設工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	2 週間以上 4 か月以内
	（４） 市以外の者が発注した建設工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められ	2 週間以上 2 か月以内

	るとき。	
--	------	--

別表第2（第2条、第4条、第5条―第7条関係）

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件		期間
贈賄	（1） 入札参加資格者又はその使用人が、市職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕されたとき。	逮捕を知った日から公訴の提起又は公訴を提起しない処分が行われたことを知った日まで
	（2） 次のア、イ又はウに掲げる者が市職員に対して行った贈賄の容疑により公訴を提起されたとき。	公訴を知った日から
	ア 入札参加資格者である個人又は入札参加資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）	8か月以上24か月以内
	イ 入札参加資格者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時、建設工事等の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で、アに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）	6か月以上18か月以内
	ウ 入札参加資格者の使用人で、イに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）	6か月以上12か月以内
	（3） 次のア、イ又はウに掲げる者が、市内の他の公共機関の職員及び県内の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
	ア 代表役員等	6か月以上18か月以内
	イ 一般役員等	4か月以上12か月以内
	ウ 使用人	4か月以上8か月以内
	（4） 次のア、イ又はウに掲げる者が、県外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から

	ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人	4か月以上12か月以内 2か月以上6か月以内 2か月以上4か月以内
独占禁止法違反行為	(5) 市内又は市外において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号及び第9号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から4か月以上18か月以内
	(6) 市又は市内の市以外の公共機関と締結した契約に係る建設工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から6か月以上18か月以内
競売入札妨害又は談合	(7) 入札参加資格者又はその使用人が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（次号及び第9号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から4か月以上24か月以内
	(8) 市又は市内の市以外の公共機関と締結した契約に係る建設工事等に関し、入札参加資格者又はその使用人が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から6か月以上24か月以内
重大な独占禁止法違反行為等	(9) 市と締結した契約に係る建設工事等に関し、次のア又はイに掲げる事由に該当することとなったとき（当該建設工事等が政府調達に関する協定（平成7年12月8日条約第23号）の適用を受ける場合に限る。）。 ア 独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、刑事告発を受けたとき（入札参加資格者である法人の役員若しくは使用人、入札参加資格者である個人若しくはその使用人が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。）。 イ 入札参加資格者である法人の役員若しくは	刑事告発、逮捕又は公訴を知った日から 6か月以上36か月以内

	使用人、入札参加資格者である個人若しくはその使用人が競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	
虚偽記載	(10) 市が発注する建設工事等の契約に係る一般競争及び指名競争において、入札参加資格確認申請書、入札参加資格確認資料、その他の調査資料及び工事書類等に虚偽の記載をし、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上6か月以内
不正又は不誠実な行為	(11) 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上9か月以内
	(12) 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上9か月以内

別表第3（第2条、第4条、第6条及び第7条関係）

暴力団との関係に基づく措置基準

措置要件		期間
暴力関係	(1) 代表役員等、一般役員等が暴力団員であると認められるとき、又は暴力団若しくは暴力団員が入札参加資格者の経営に実質的に関与していると認められるとき。	当該認定をした日から1年を経過し、改善されたと認められるまで
	(2) 代表役員等、一般役員等又は入札参加資格者の経営に実質的に関与している者が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。	当該認定をした日から3か月以上9か月以内
	(3) 代表役員等、一般役員等又は入札参加資格者の経営に実質的に関与している者	当該認定をした日から2か月以上6か月以内

	が、いかなる名義をもってするを問わず、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。	
	(4) 代表役員等、一般役員等又は入札参加資格者の経営に実質的に関与している者が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。	当該認定をした日から 2か月以上6か月以内
	(5) 市が発注した建設工事等の施工において、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が別表第3第1号から第4号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。	当該認定をした日から 2か月以上6か月以内

様式第1号（第6条関係）

様式第1号（第6条関係）

第 号
年 月 日

（報告先）建設工事等入札参加資格審査委員会（企画部契約課経由）

課長 ⑩

報 告 書

佐久市建設工事等入札参加資格者に係る入札参加等停止措置要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 工事概要

工 事 名	
工 事 場 所	
請 負 金 額	
工 期	

2 請負業者

商 号 又 は 名 称	
代表者又は委任者名	
所 在 地	
許 可 番 号	
許 可 年 月 日	
入札参加等級格付	

3 下請業者

商 号 又 は 名 称	
代表者又は委任者名	
所 在 地	
許 可 番 号	
許 可 年 月 日	
入札参加等級格付	

4 措置要件の概要

--

（注）別表第2の措置要件のいずれかに該当すると認められるときは、この様式に準じて作成してよいこと。

様式第2号（第8条関係）
様式第2号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

佐久市長 印

入札参加等停止について（通知）

佐久市の発注する建設工事等の競争入札に係る入札参加等を、下記のとおり停止することとしたので通知します。

記

1 入札参加等停止の理由

2 入札参加等停止の期間

年 月 日から 年 月 日まで

参考

解 釈 及 び 運 用 に つ い て

1 第2条関係

- (1) 第1項中「入札参加資格者」とは、有資格者である個人又は有資格者が法人にあってはその役員をいう。
- (2) 第1項並びに別表第2第1号及び第2号中「使用人」とは、労務者又はこれに準じている者を除き、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者をいう（役員は除く。）。
- (3) 第2項中「現に選定しているとき」とは、請負人等選定から落札決定までの間をいい、次に掲げる場合等は、入札参加等停止の規定は適用されない。
 - (ア) 入札参加等停止の期間の開始前に契約を締結した場合
 - (イ) 入札参加等停止の期間の開始前に契約保証人となった場合
 - (ウ) 入札参加等停止の期間の開始前に下請契約を締結した場合
- (4) 入札参加等停止の期間の始期は、入札参加等停止の決定があった日の翌日とする。また、入札参加等停止の期間中の入札参加資格者について、現に入札参加等停止を受けている事由とは異なる事由により再度入札参加等停止を行う場合の始期は、再度入札参加等停止を決定したときとする。この場合、当初の通知とは別途に入札参加等停止の通知をするものとする。

2 第3条関係

- (1) 第2項中「明らかに当該入札参加等停止について責めを負わないと認められる者」とは、分担施工型の共同企業体（いわゆる乙型共同企業体）で責任工区が明確な場合等、責任を負わないと特定できる者をいう。
- (2) 第3項の規定に基づく共同企業体の入札参加等停止は、入札参加等停止の期間中の入札参加資格者を共同企業体を通じて入札に参加させないための措置であり、すでに対象である工事について開札済みであって、新たな入札が想定されない特定共同企業体については、対象としないものとする。
- (3) 第3項の規定に基づく共同企業体の入札参加等停止は、入札参加等停止の期間中の入札参加資格者を共同企業体を通じて入札に参加させないための措置であり、当該共同企業体自らが別表各号の措置要件に該当したために行うものではないので、同項の規定に基づく入札参加等停止

については、第4条第2項に定める短期加重措置の対象としないものとする。

3 第4条関係

- (1) 第2項に定める短期加重措置は、付表1、付表2及び付表3による。
- (2) 第2項に定める短期加重措置については、入札参加資格者が別表各号の措置要件に該当することとなった基となる事実又は行為が、当初の入札参加等停止を行う前のものである場合には、その対象としないものとする。
- (3) 下請負人又は共同企業体の構成員が短期加重措置に該当するときは、元請負人又は共同企業体の入札参加等停止の期間を超えて、その入札参加等停止の期間を定めることができるものとする。
- (4) 第8項に定める入札参加等停止期間の免除期間は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条の2第10項から同条第12項までで規定する課徴金の減額割合を、別表第2第5号及び第6号に定める期間に乗じた期間とするものとする。なお、免除の対象となる要件は、独占禁止法第7条の2第10項から同条第12項及び同条第17項を準用するものとし、当該要件を満たす入札参加資格者は、その旨を文書で佐久市建設工事請負人等選定委員会に申し出るものとする。

4 第5条関係

- (1) 入札参加等停止期間の加重は、短期加重措置の対象となった措置案件については、短期加重措置の後、加重するものとする。
- (2) 第4号及び第5号の「悪質な事由があるとき」とは、当該発注者に対して入札参加資格者が不正行為の働きかけを行った場合等をいう。
- (3) 「公共機関の職員」（第5号及び別表第2関係）とは、刑法（明治40年法律第45号）第7条第1項に定める国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員をいうものであり、特別法上公務員とみなされる場合を含むものであること。また、その職務が公共性を持つため、特別法でその収賄罪の処罰を規定している場合の私人を含むものであること。

5 第6条関係

- (1)「その所管する建設工事等」とは、課長自ら所管する予算の範囲内で発注した建設工事等をいう。なお、市以外の者が発注した建設工事等に係り、入札参加資格者が別表各号の措置要件のいずれかに該当すると認める課長は、その旨を契約課長に通報するものとする。

6 第9条関係

- (1)ただし書中「やむを得ない事由」とは、契約の性質又は目的が競争入札に適しない場合、緊急の必要により競争入札に付することができない場合及び競争入札に付することが不利と認められる場合をいう。なお、いわゆる少額随意契約については、佐久市財務規則（平成17年規則第39号）において、契約金額が少額なために随意契約をすることができるとしているので、「やむを得ない事由」とは認められない。

7 別表（共通）関係

- (1)別表各号中「市」とは、市長部局の機関のみならず、市のすべての機関をいい、「市職員」とは、市長部局の職員のみならず、市のすべての職員をいう。

8 別表第1-1関係

- (1)別表第1-1第1号及び第2号中「建設工事等を粗雑にした」場合とは、次に掲げる場合をいう。
- (ア)発注者の検査や会計検査院により指摘されたとき等で工作物に種類又は品質に関して契約の内容に適合しない状態があることが明らかになった場合
- (イ)市が発注した建設工事等において、佐久市建設工事等成績評定要綱（平成17年佐久市告示第106号）に基づく成績評定点が60点未満となった場合
- (2)第2号中「引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない状態が重大であると認められるとき」とは、原則として、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分がなされた場合をいう。

9 別表第1-2関係

- (1)第1号から第4号までの規定は、次の場合においては、原則として適

用しない。

(ア)発注者の責めに帰すべき事由により発生した工事事故の場合

(イ)事故の原因が作業員個人の責めに帰すべきものであると認められる場合

(例えば、公道上において車両により資材を運搬している際のわき見運転により生じた事故等)

(ウ)事故の原因が第三者の行為によるものであると認められる場合

(例えば、適切に管理されていたと認められる工事現場内に第三者の車両が無断で進入したことにより生じた事故等)

(2) 第1号及び第2号中「公衆」とは、当該建設工事等の契約における発注者、受注者等工事関係者を除く第三者全般をいう。

(3)「市が発注した建設工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため」と認められるのは、原則として(ア)の場合とする。ただし、(イ)によることが適当である場合には、これによることができる。

(ア)発注者が設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を受注者が適切に措置していない場合又は発注者の調査結果等により当該事故についての受注者の責任が明白となった場合

(イ)当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合

(4)「市以外の者が発注した建設工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため」、かつ、「当該事故が重大である」と認められるのは、原則として当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合をいう。

10 別表第2関係

(1) 第2号中「役員」とは、次の者をいう。

(ア)株式会社にあっては取締役

(イ)合名会社にあっては社員

(ウ)合資会社にあっては無限責任社員

(エ)企業組合、協同組合等にあっては理事等業務執行に携わる者

(オ)共同企業体にあってはその構成員の代表者。ただし、その構成員が法人の場合にあっては当該構成員の役員とする。

- (2) 第2号のア中「代表権を有すると認めるべき肩書」とは、専務取締役以上の肩書をいう。
- (3) 第5号及び第6号の規定において、独占禁止法第3条に違反した場合は、次の(ア)から(エ)までに掲げる事実のいずれかを知った後、速やかに入札参加等停止を行うものとする。
- (ア)排除措置命令
- (イ)課徴金納付命令
- (ウ)刑事告発
- (エ)入札参加資格者である法人の代表者、入札参加資格者である個人又は入札参加資格者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業員の独占禁止法違反の容疑による逮捕
- (4) 独占禁止法第8条第1号に違反した場合は、課徴金納付命令が出されたことを知った後、速やかに入札参加等停止を行うものとする。
- (5) 第11号中「業務」とは、個人の私生活上の行為以外の入札参加資格者の業務全般をいうものであること。
- (6) 第11号中「不正又は不誠実な行為」とは、次のような場合等をいう。
- (ア)入札参加資格者である個人、入札参加資格者の役員又はその使用人が建設業法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合
- (イ)建設業法の規定に違反し、監督処分がなされた場合（軽微なものと判断した場合を除く。）
- (ウ)入札参加資格者である個人、入札参加資格者の役員又はその使用人が業務に関する法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合
- (エ)脱税により、税務当局から告発された場合
- (オ)廃棄物の処置及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定に違反し、行政処分がなされた場合
- (カ)市が発注した建設工事等に関して、落札者が契約を締結しない又は落札候補者が落札決定を辞退した場合、入札公告・入札心得等に違反した場合、正当な理由がなく下請負業者等に下請負代金を支払わない場合等の著しく信頼関係を損なう行為があった場合
- (キ)測量法（昭和24年法律第188号）及び建築士法（昭和25年法律第202号）の規定に違反し、監督処分がなされた場合（軽微なものと判断した場合を除く。）

(ク)建設コンサルタント・地質調査業者・補償コンサルタントの登録規程に基づく登録の消除を受けた場合において、その理由が不正の手段により登録を受けた等の業務に関する不誠実な行為があった場合（軽微なものと判断した場合を除く。）

1 1 別表第 3 関係

(1)「暴力団」及び「暴力団員」とは、次のものをいう。

(ア)暴力団

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。

(イ)暴力団員

暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。

1 2 その他

(1)市長は、佐久市建設工事等入札制度合理化対策要綱（平成 1 7 年佐久市告示第 1 0 8 号）第 1 5 条の規定により、入札参加資格者以外の者と契約をしようとする場合、その者が別表各号に定める措置要件のいずれかに該当すると認められるときは、契約の相手方としてはならないものであること。

(2)入札参加等停止について長野県建設部長 から通知を受けた場合、契約課長は、速やかに第 6 条の報告をしなければならない。この通知に基づき、委員会が県と同様の措置を講じると決した場合において、措置要件は、付表 4 のとおり読み替えるものとする。

(3)この要綱の適用及び解釈に疑義が生じた場合、指名停止措置要領モデル等の送付について」（平成 6 年 4 月 20 日中央公契連発第 3 号、建設大臣官房長発、関東地方公共工事契約業務連絡協議会あて）等により解釈すること。

付表 1

別表第 1－1, 1－2 における短期加重措置の適用関係

入札参加等 停止 2 回目	第 1－ 1 第 1 号	第 1－ 1 第 2 号	第 1－ 1 第 3 号	第 1－ 2 第 1 号	第 1－ 2 第 2 号	第 1－ 2 第 3 号	第 1－ 2 第 4 号
	粗雑工 事	粗雑工 事	契約違 反	公衆損 害事故	公衆損 害事故	工事関 係者事 故	工事関 係者事 故
入札参加等停	（自 発	（他 注	（自 発	（自 発	（他 発	（自 発	（他 発

止 1回目	注の工事等)	の建工事等)	注の工事等)	注の建設工事等)	注の建設工事等)	注の建設工事等)	注の建設工事等)
第1-1第1号粗雑工事 (自発注の建設工等)	○	○	○	○	○	○	○
第1-1第2号粗雑工事 (他発注の建設工等)	○	○	○	○	○	○	○
第1-1第3号契約違反 (自発注の建設工等)	△	△	△	△	△	△	△
第1-2第1号公衆損害事故 (自発注の建設工等)	○	○	○	○	○	○	○
第1-2第2号公衆損害事故 (他発注の建設工等)	○	○	○	○	○	○	○
第1-2第3号工事関係者 事故(自発注の建設工事等)	△	△	△	△	△	△	△
第1-2第4号工事関係者 事故(他発注の建設工事等)	△	△	△	△	△	△	△

遡及期間は1年間 ○：短期加重2倍 △：短期加重1.5倍の場合有り

付表2

別表第2における短期加重措置の適用関係

短期加重2倍

○：遡及期間は1年間

●：遡及期間は3年間

入札参加等停止 2回目	第 1 号 贈 賄	第 2 号 贈 賄	第 3 号 贈 賄	第 4 号 贈 賄	第 5 号 独 占 禁 止 法 違 反	第 6 号 独 占 禁 止 法 違 反	第 7 号 競 売 入 札 妨 害 ・ 談 合	第 8 号 競 売 入 札 妨 害 ・ 談 合	第 9 号 重 大 な 独 禁 法 違 反 等	第 10 号 虚 偽 記 載	第 11 号 不 正 又 は 不 誠 実	第 12 号 不 正 又 は 不 誠 実
入札参加等停止 1回目												
第1号 贈賄 (市職員への贈賄・逮捕)	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○
第2号 贈賄 (市職員への贈賄・起訴)	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○
第3号 贈賄 (市・県内他公共機関職員への贈賄)	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○
第4号 贈賄 (県外他公共機関職員への贈賄)	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○
第5号 独占禁止法違反 (業務に係る違反)	○	○	○	○	●	●	●	●	●	○	○	○
第6号 独占禁止法違反 (公共工事に係る違反)	○	○	○	○	●	●	●	●	●	○	○	○
第7号 競売入札妨害・談合 (他発注工事等に係る違反)	○	○	○	○	●	●	●	●	●	○	○	○
第8号 競売入札妨害・談合 (市内発注工事等に係る違反)	○	○	○	○	●	●	●	●	●	○	○	○
第9号 重大な独禁法違反等	○	○	○	○	●	●	●	●	●	○	○	○

第10号 虚偽記載	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第11号 不正又は不誠実 (業務に係る違反)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第12号 不正又は不誠実 (代表役員等に係る違反)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

付表3

別表第3における短期加重措置の適用関係
短期加重2倍かつ遡及期間1年間

入札参加等停止 2回目	第1号 役員等 が暴力 団等 である 場合等	第2号 役員等 が暴力 団等 を利用 した場 合	第3号 役員等 が暴力 団等の 維持・ 運営に 協力等 した場 合	第4号 役員等 が暴力 団等と 社会的 に非難 される べき 関係 を有す る場合	第5号 暴力 団等 であ るこ ろに 契 約 した 場 合
入札参加等停止 1回目					
第1号 役員等が暴力団員である場合等	○	○	○	○	○
第2号 役員等が暴力団等を利用した場合	○	○	○	○	○
第3号 役員等が暴力団等の維持・運営に協力等した場合	○	○	○	○	○
第4号 役員等が暴力団等と社会的に非難されるべき 関係を有する場合	○	○	○	○	○
第5号	○	○	○	○	○

暴力団等であることを知りながら契約した場合					
-----------------------	--	--	--	--	--

付表 4

県から通知された場合の措置基準の読み替え

措置要件	県要領の措置基準 (数字は号数を示す。)	市要綱の措置基準 (数字は号数を示す。)
別表第 1－1 関係		
粗 雑 工 事	1 県が発注した	2 市以外の者が発注した
	2 県以外の者が発注した	1 市が発注した
		2 市以外の者が発注した
別表第 1－2 関係		
安全管理措置不適切 (公衆)	1 県が発注した	5 市以外の者が発注した
	2 県以外の者が発注した	4 市が発注した
		5 市以外の者が発注した
安全管理措置不適切 (関係者)	3 県が発注した	7 市以外の者が発注した
	4 県以外の者が発注した	6 市が発注した
		7 市以外の者が発注した
別表第 2 関係		
贈賄（逮捕）	1 県職員	3 市内の他の公共機関の職員及び県内の公共機関の職員
贈賄（公訴提起）	2 県職員	3 市内の他の公共機関の職員及び県内の公共機関の職員
贈賄逮捕・公訴提起	3 県内の他の公共機関の職員	1 市職員（逮捕の場合）
		2 市職員（公訴提起の場合）
		3 県内の公共機関の職員
独占禁止法違反	5 県内	5 市内

(場所)		市外
	5 県外	5 市外
独占禁止法違反 (相手方)	6 県	6 市内の市以外の公共機関
	6 県内の他の公共機関	6 市 市内の市以外の公共機関
競売入札妨害又は談合	8 県	8 市内の市以外の公共機関
	8 県内の他の公共機関	8 市 市内の市以外の公共機関